

# 小平市立学校給食センター更新事業

入札説明書等への質問への回答

令和2年6月

小平市

入札説明書に係る質問回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	1	1							入札説明書等の位置づけ	本年3月に公表された入札説明書(案)等への質問への回答は、令和元年9月27日までに公表済みの実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答と同じく、今回の入札において有効との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5	第2	10						事業スケジュール(予定)	引渡し予定日は「令和4年11月1日～令和4年12月28日の間で、事業者が提案した日」とありますが、早期に引渡しを行うと加点になりますでしょうか。	引渡し日に幅を持たせたのは、運用開始日までの限られた期間について、設計・建設期間と開業準備期間とを適切に確保して頂くことを意図したものです。早期の引渡しが加点要素になることはありませんが、その結果、落札者決定基準の「評価視点」の内容をより効果的に達成できると認められる提案がなされていた場合は、落札者決定基準に従い、加点することとなります。
3	10	第3	1			オ			入札参加者の構成等	オ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満とする。と記載がございますが、SPCに出資は行うがSPCから直接業務の受託・請負は行わない企業は構成企業にも協力企業にも属さないと理解で宜しいでしょうか。	構成企業、協力企業のいずれとすることも、構成企業以外のSPCへの出資企業とすることも可能です。
4	10	3	2		⑤	イ			維持管理業務を行う者	平成17年4月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること、とあるが、維持管理企業の参画の幅を広げられるよう、条件の緩和は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
5	13	第4							事業者募集等のスケジュール	入札参加資格審査書類に関する質問回答(6月中旬)から、書類受付(6/22-6/26)までのスケジュールがタイトなので、質問回答を早めにして頂くことは可能でしょうか。 参加企業から書類や押印を頂くにあたり、相応の時間を要する為です。	ご意見として承ります。
6	13	第4							事業者募集等のスケジュール	金融機関では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中小企業への特別融資を緊急対応している為、入札書類審査の受付(7月27日～7月31日)までに金融機関の審査を完了できないと複数の金融機関から申出を受けております。金融機関にも鋭意対応を依頼しておりますが、資金調達に不安が残る状態での入札は回避したく、入札書類審査の受付を2週間程度引き延ばして頂くことをご検討頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
7	15	第5	2	(8)		ア			入札書類審査書類の受付	新型コロナウイルス対策として、弊社および関連企業等は在宅勤務、リモート会議等にて業務継続しており、また本事業に取組むグループ内の情報伝達や様々な決定作業等においても遅延状況が懸念されます。入札書類審査書類の受付期間(7月31日まで)につきまして、受付期間の延長のご検討は可能でしょうか。	予定どおりに実施します。

入札説明書に係る質問回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
8	15	5	2	(8)		ア			入札書類審査書類の受付	昨今のコロナウイルスの影響でテレワークを導入している構成企業、その他本事業に関連する企業において、意思決定を行う会議等の自粛により、参加グループ及び各企業内での意思決定(承認)の遅れが生じることが想定されます。入札書類審査書類の受付期間が7月31日(金)までとなっておりますが、受付期間の延長を検討いただくことは可能でしょうか。	No.7をご参照ください。
9	22	第7	4			ア			その他地方債相当額	(事業契約約款(案)別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費(厨房機器等設置工事費及び外構工事費を含み、現学校給食センターの解体・撤去工事費、什器・備品等設置費、食器類・食缶等調達費、配送校保冷库撤去及び調達・設置費は除く。)及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額(エ)×67.5%(ただし、十万円未満切り捨て)」とありますが、((様式H-1の3.建設工事費(1)~(6)及び4.厨房機器等調達・設置工事)及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額(エ)×67.5%(ただし、十万円未満切り捨て)」と同義として試算することで宜しいでしょうか。	入札説明書に係る質問回答(令和元年7月公表)No.7に記載のとおり、基本的にはお見込みのとおりですが、入札説明書P.22の記載に従い、事業者の提案内容にあわせ、一時支払金の計算を行ってください。
10	22	第7	4			ア			その他地方債相当額	一時支払金の変更に伴う事業者が発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は貴市の負担とありますが、一時支払金が減少した場合生じる割賦利息の増加分も貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	22	第8	5			ア			その他地方債相当額	一時支払金に係る消費税及び地方消費税の貴市からの支払は、一時支払金の支払と同時に支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	22	第7	4						資金計画・事業収支計画に関する条件	設計及び建設・工事監理業務に係る一時支払金は、国庫補助金及び地方債をもって充てるとされておりますが、一時支払金の金額とその決定時期については、いつ頃になりますでしょうか。	入札説明書に係る質問回答(令和元年7月公表)No.6に記載のとおり、令和4年度の5月~6月頃を予定しています。
13	23	第7	5						本市の費用負担	維持管理及び運営期間中の光熱水費につきましては貴市の負担と記載がございましたが、光熱水費は、様式H-2「維持管理費、運営費及びその他の費用見積書(年次計画表)」にて試算は行いが、提案価格には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	25	第8	2	(2)					事業契約の締結	事業契約の締結が「市議会の議決の翌日」となっておりますが、仮契約書(案)3及び基本協定書(案)第6条第2項においては「小平市議会の議決を得たとき、本契約とする」とあります。事業契約約款(案)第4条第1項から、議決を得た日が本契約という解釈でよろしいでしょうか。	小平市議会の議決日が、事業契約締結日です。入札説明書を修正します。
15	26	第8	5						事業者の事業契約上の地位	SPCIに融資を行うこととなる金融機関より各種担保設定に関する承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか。また、それら手続き等に関する「直接協定書」を貴市と金融機関の間で別途締結するという認識でよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、金融機関より依頼があった場合に応じます。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○									契約保証金	仮契約書(案)において、契約保証金が「免除」となっておりますが、事業契約約款(案)第39条及び第61条において定めがありますので、実際の締結時は「事業契約約款(案)に定めるとおり」等の表現になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2		○	2	3		6	5			本事業の事業方式	「受注者は、維持管理期間及び運営期間中、維持管理及び運営業務の遂行に必要な範囲で、発注者が所有する事業用地及び本施設を無償で使用することができる。」とありますが、配送校敷地及び同配膳室も含まれると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		○	3	3		8				事業期間	入札説明書では、開業準備期間 施設引渡し日～令和5年1月末日との記載があります。一方で事業契約書(案)では、開業準備期間 施設引渡し日～令和4年12月末日とありますが、誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
4		○	3	3		8				事業期間	開業準備期間は令和5年1月末日までの間違いでしょうか。	No.3をご参照ください。
5		○	6	4		15	5			設計の変更	「追加的費用」には、設計業務に係る費用の他、設計変更に伴い追加的に生じる合理的な金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
6		○	6	4		15	5			設計の変更	設計変更により本施設の建設・工事監理業務に係る費用が増加した場合、「発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、発注者が負担し、受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、受注者が負担する。ただし、当該設計変更が不可抗力又は法令変更に基づく場合は、発注者が負担する。」と理解して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第15条第1項～第4項の場合の設計変更による追加的費用には、建設・工事監理業務に係る追加的費用も含むため、事業契約書(案)第15条第5項の記載に従います。
7		○	6	4		15	6			設計の変更	費用の減少とは反対に設計変更により本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る費用が増加する場合は、その分サービス対価を増額して頂けるのでしょうか。或いは、「設計変更による追加的費用」として本条第5項に従って負担することになるのでしょうか。	事業契約書(案)第15条第5項の記載に従います。
8		○	11	5	1	28	1			受注者による中間検査	「自己の費用負担により」とありますが、中間検査(要求水準書P45)は「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」の対象外ということでしょうか。	中間検査に要する費用も設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に含みます。なお、「自己の費用負担により」とあるのは、中間検査の実施のため、本市が別途、費用負担をすることは無いという趣旨です。
9		○	12	5	2	30	2			工期の変更	昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、国内外のサプライチェーンや物流網に大きな影響が生じています。事業者としても必要な対策は講じて参りますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う資材納品遅延、建設現場等におけるクラスター感染等の影響も工期変更に関する協議の対象となり得るでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10		○	12	5	2	31	1			工期の変更による費用負担	事業契約締結後において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い受注者が締結時に想定できなかった影響が発生した場合は、受注者の責めに帰すことのできない事由としてお認めいただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。
11		○	12	5	2	31	2			工期の変更による費用負担	本項の「増加費用」は、設計・建設業務に係る増加費用の他、合理的な金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
12		○	13	5	2	31	1			工期の変更による費用負担	発注者の帰責事由による場合、「当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い受注者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を受注者に支払う」とありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
13		○	13	5	2	32	2			工事の一時中止	「発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合を除き、建設・工事監理業務の一時中止に伴い受注者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を受注者に支払う」とありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
14		○	13	5	2	32	2			工事の一時中止	本項の「増加費用」は、合理的な金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	No.13をご参照ください。
15		○	14	5	4	37				建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害	「当該損害のうち、受注者の責めに帰すべき事由によるものは、受注者が賠償し、」とあります。公共工事標準約款において、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない」とされており、通常避けることのできない騒音、振動等により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者にご負担をお願いいたしたく存じます。（内閣府PFI「契約に関するガイドライン」の見解によるもの。公共工事標準約款とは、公共工事標準請負契約約款第28条2項。）	受注者の責めに帰すべき事由でない損害については、本条の「受注者が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処」する損害には該当しません。
16		○	14	5	4	37				建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害	第三者に損害を与えた場合、発注者と受注者の行為は共同不法行為（民法第719条）となる可能性があり、発注者と受注者の各々に対して損害賠償を求めることが可能になります。共同不法行為者の一人が全ての賠償をした場合、他の者に対して本来負担すべき責任の割合に応じて求償権を持つことになる為、これらを想定し、No.9の内容に加え、「第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその解決に当たるものとする。」といった文言の追加をご検討頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
17		○	15	5	5	39	1	(3)		設計及び建設・工事監理業務の契約保証	保険金額は、「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、設計工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上で宜しいでしょうか。 また、建設業務請負人、設計業務請負人が当該保険を付保する場合、各保険契約の合計値が上記保険金額をカバーしていれば条件を満たすと理解して宜しいでしょうか。	前段については、事業契約書(案)第39条第2項に記載の「保証の額」としてください。 後段については、事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.10に記載のとおり、事業契約書(案)第39条第1項に記載のとおり、同項第3項に記載の履行保証保険は、受注者、又は請負人(第20条第2項)が保険契約者となることを条件としています。
18		○	15	5	5	39	2			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	保証額について、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上と設定されていますが、これは「様式H-1の1、2及び3.建設工事費(1)~(6)に加えて4.~8.までの合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上」と同義として試算することで宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、事業契約書(案)第39条第2項の記載に従い、事業者の提案内容にあわせ、計算を行ってください。
19		○	15	5	5	39	2			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	保証額について、複数の請負人が履行保証保険に加入する場合、各社の合計額が「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上」とすれば宜しいでしょうか。	No.17後段をご参照ください。
20		○	16	5	6	42	1			引渡し期日の変更	本項の「増加費用」は、設計・建設業務に係る増加費用の他、SPC関連費用、金融費用も対象として考えて宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
21		○	16	5	6	42	1			引渡しの期日の変更	発注者の帰責事由による場合、「本施設の引渡し日が予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延に伴い受注者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を受注者に支払う」とありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.20をご参照ください。
22		○	23	6	3	57	2			維持管理及び運営業務の一時中止	本項の「増加費用」は、維持管理・運営業務に係る増加費用の他、合理的な金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
23		○	25	6	4	60	3			維持管理及び運営に係る保険	保険証書の写しの提出は初回の契約時のみでよろしいでしょうか。 事業契約約款第60条が引用する同別紙3記載の保険のうち更新があるものについては、更新毎の提出はご容赦頂きたく存じます。 更新については保険会社からのアナウンスがあることが通常であること、また、企業包括保険によりカバーしていることがほとんどであり、更新漏れの危険は低いと思慮致します。	更新の都度、提出をお願いします。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
24		○	25	6	5	61	2			維持管理及び運営業務の契約保証	「前項の保証の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価の金額(消費税等相当額を含む。)の100分の10以上としなければならない。」との記載がありますが、初年度及び最終年度は該当月数分のサービス対価との理解で宜しいでしょうか。 また初年度は維持管理期間と運営期間が相違しておりますが、それぞれの該当月数のサービス対価の合算金額(消費税等相当額を含む。)の100分の10以上で宜しいでしょうか。	前段については、事業契約書(案)別紙4の別表に基づき、各事業年度のサービスの対価の金額を設定します。 後段については、運営業務には開業準備業務を含むため、初年度の維持管理業務及び運営業務の業務期間は同一となります。
25		○	25	6	5	61	2			維持管理及び運営業務の契約保証	上記において、維持管理及び運営業務の受託者がそれぞれ履行保証保険に加入する場合、それぞれの業務開始日までに保険証券を寄託すれば宜しいでしょうか。	No.24後段をご参照ください。
26		○	25	6	5	61	2			維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保証額はそれぞれが受託する各事業年度の業務費の100分の10以上とし、各社の合計額が「維持管理及び運営業務の各事業年度の対価の金額(消費税等相当額を含む。)の100分の10以上」とすれば宜しいでしょうか。 また、各事業年度のサービスの対価の金額とは予定額と理解して宜しいでしょうか。	前段については、事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.15に記入のとおり、お見込みのとおりです。 後段については、No.24前段をご参照ください。
27		○	30	9		70	4	(1)	ア	違約金	「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費とは、「様式H-1の1、2、3.(1)～(6)及び4～8の合計額」と同義でしょうか。	事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.21に記載のとおり、基本的にはお見込みのとおりですが、事業契約書(案)第70条の記載に従い、事業者の提案内容にあわせ、計算を行ってください。
28		○	31	9		70	4	(1)	イ	出来形部分について	出来形部分として貴市より認めれる費用につきまして具体的にご教示下さい。「様式H-1 初期投資費見積書」に記載の項目1、2、3.(1)～(6)及び4～12の合計額が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	出来形として合理的に確認できる範囲が対象となります。
29		○	31	9		70	4	(1)	イ	発注者による契約の終了	引渡し前の契約解除時において、相当する金額により買い取ることができる権利又は受注者に自己費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使することですが、買取を行わない合理的な理由がない限り、貴市は買取を行うと理解してよろしいでしょうか。また、買取を行わないケースのご想定はございますでしょうか。	前段については、事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.25に記載のとおり、お見込みのとおりです。 後段については、買取を行わないことが合理的と判断できる場合です。
30		○	31	9		70	4	(1)	イ	発注者による契約の終了	貴市が買い取ることができる出来形部分については、設計費、工事監理費、会社経費等(建設期間中の金利等の金融費用を含む)、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.24に記載のとおり、合理的な範囲で含まれます。
31		○	31	9		70	4	(1)	イ	発注者による契約の終了	本事業を遂行するに当たり金融機関から融資を受ける前提でありますが、出来形部分は、事業契約が解除された場合の唯一の返済原資である為、受注者帰責に依らず発注者が出来形部分を買って頂けるよう修正願います。	事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.23に記載のとおり、原案のとおりとします。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
32		○	31	9	70	4		(2)	ア	発注者による契約の終了	違約金の金額について、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービス対価の120分の30に相当する金額とございますが、先例の給食センター案件においては100分の10に相当する金額となっていることが多いことから、先例案件に従い100分の10に修正頂けないでしょうか。また、120分の30が適切であるとされた理由がございましたらご教示下さい。	事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.19に記載のとおり、原案のとおりとします。
33	契約書	契約約款	31	9	70	4		(2)	ア	受注者による契約の終了	「受注者は、発注者に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の120分の30に相当する金額の違約金を支払うこと。」とありますが、他事例の給食PFI事業よりも、非常に厳しい金額設定となっております。他事例と同等の100分の10としていただきますようご再考の程お願い致します。	No.32をご参照ください。
34		○	31	9	70	4		(2)	ア	違約金	サービス対価の120分の30に相当する違約金が求められておりますが、履行保証の保険金額を超過しています。保険契約において契約保険金と違約金を一致させる必要がある点、また他のPFI案件と比べ、違約金が過大であることから、違約金について第61条2項の保証金額と一致した金額に修正頂きますようお願い致します。	No.32をご参照ください。
35		○	32	9	71	2		(1)	ア	受注者による契約の終了	貴市が買い取る出来形部分については、設計費、工事監理費、会社経費等(建設期間中の金利等の金融費用を含む)、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.34に記載のとおり、合理的な範囲で含まれます。
36		○	32	9	71	2		(1)	イ	受注者による契約の終了	受注者に支払われる合理的な金額に、SPC関連費、金融費用も含まれる理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
37		○	33	9	71	2		(2)	イ	受注者による契約の終了	受注者に支払われる合理的な金額に、SPC関連費、金融費用も含まれる理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.35に記載のとおり、合理的な範囲で含まれます。
38		○	33	9	73	2		(1)	ア	法令変更または不可抗力等による場合の契約の終了	貴市が買い取る出来形部分については、設計費、工事監理費、会社経費等(建設期間中の金利等の金融費用を含む)、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に係る質問回答(令和元年7月公表)No.38に記載のとおり、合理的な範囲で含まれます。
39		○	34	9	71	2		(2)	ウ	受注者による契約の終了	合理的な理由がある場合を除き、本施設に設置された受注者が所有する機器等については、貴市に買い受けて頂ける理解で宜しいでしょうか。また本条は貴市の義務違反に起因し発生する契約解除であり撤去費用については貴市でご負担いただくよう修正をお願いします。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、原案のとおりとします。



事業契約書（案）に係る質問回答

・契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
40		○	35	10		75				法令変更に係る協議及び追加費用の負担	本条の「増加費用」は、合理的な金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
41		○	36	11		76				公租公課の負担	本事業では事業所税が賦課されないとの理解して宜しいでしょうか。事業所税が賦課されるか否かにより、提案価格に影響しますので、賦課の有無について明確化して頂けますでしょうか。尚、ガイドブック都税内では「東京都では、23区内において特例で都税として課税されるほか、武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市で課税」となっており、貴市は対象とならないと認識しております。	事業所税は賦課されません。
42		○	37	12		77	2			不可抗力に係る通知の付与	「発注者及び受注者は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。」とありますが、不可抗力が発生した場合に免除されるのは、「事業者の、、、当該不可抗力による、、、業務履行義務」であります（内閣府PFI「契約に関するガイドライン（不可抗力等による解除権等）」）。義務免除対象を受注者のみとするようご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。
43	○		37	12		78	3	(1) (2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「～当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用～」とありますが、ここである保険とは、事業契約書 別紙3に記載されている各保険のみという理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）に係る質問回答（令和2年3月公表）No.1に記載のとおり、事業契約書 別紙3に記載されている各保険を含みますが、それに限定されるものではありません。
44	○		37	12		78	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「本施設の引渡し後においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用～」とありますが、事業者が負担するのは、当該事業年度の「ウ 維持管理費」及び「エ 運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税相当額の100分の1相当額に至るまでの費用に限られ、引き渡し済みの物件の損害（原状復帰費用含む）に関しての受注者負担は一切無いものとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）に係る質問回答（令和2年3月公表）No.2に記載のとおり、事業契約書（案）第78条第2項の対応策等に、引渡し後の本施設の修繕等が含まれる場合、第78条第3項第2号の規定に基づき、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、受注者に負担していただきます。
45		○	37	12		78				不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	本条の「増加費用」は、合理的な金融コストやSPC関連費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
46		○	38	12		78	3	(3)		不可抗力	不可抗力に係る追加費用の負担について、「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより当該費用が発生した場合」とは、たとえばどのようなことを想定していますでしょうか。	事業契約書（案）に係る質問回答（令和元年7月公表）No.41に記載のとおり、一例として、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより、本施設に火災が発生した場合等を想定しています。
47		○	47							別紙4	2019年度公表時にも質疑させて頂きましたが、割賦払い分の消費税についても、一時支払い金と同時に一括で支払ってもらうことについてご検討頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	42		(2)				用語の定義	「要求水準書等」に添付資料も含まれるとの記載ですが、添付資料については既出のもの全てが対象との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	44	1	(2)				モニタリングの方法	施設の「利用可能な状態」とは、給食を提供する為に必要な最低限の機能を充足している状態という理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）別紙2に記載のとおり、「本施設が本来有すべき機能にて利用できる状態」を指します。
3	3	46						建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	事業契約書上、付保すべき保険（別紙3）に該当しない保険を、事業者がSPCの経営安定化のためのリスク対策用に事業者負担にて付保し、不可抗力等による損害発生時に支払われた保険金は、全額事業者に発生した損害分に充当できるという理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）別紙に係る質問回答（令和2年3月公表）No.1に記載のとおり、事業者の提案する保険によりますが、基本的にはお見込みのとおりです。
4	3	46						建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	維持管理及び運営期間等における保険につきまして、引き渡し後の物件につきましては発注者様の費用負担にて、火災保険等を付保される理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）別紙に係る質問回答（令和2年3月公表）No.2に記載のとおり、建物総合損害共済に加入します。
5	3	46						工事契約履行保証保険	保険契約者を請負人とする場合の工事履行保証保険の開始日は着工日でよろしいでしょうか。前回公告時の契約書・契約約款に関する質問回答No.33の回答には着工日とも契約締結日とも判断できるため再確認となります。	事業契約書（案）第39条に記載の履行保証保険契約については、事業契約締結日からとってください。
6	4	47	1					サービス対価の構成	2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払い基準が廃止され、原則法が適用されることとなっております。このため施設整備に係るサービス対価について、将来に亘る割賦原価を含めた全額に対し施設引渡し年度の売り上げとして認識され、当該金額に係る消費税がSPCに課税されることとなります。施設整備に係る消費税相当額は、一時金支払いのタイミングで一括してお支払い頂くようお願いいたします。	事業契約書（案）別紙に係る質問回答（令和元年7月公表）No.6に記載のとおり、原案のとおりとします。
7	4	47	1					サービス対価の構成	2018年度税制改正の長期割賦販売等に係る延払基準廃止に伴い、SPCは、本施設引渡し年度において、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価（割賦原価分）に対する消費税相当分も資金調達する必要がございます。資金調達に際しては、SPCにおける金利変動リスクを回避する必要がございますため、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価（割賦原価分）にかかる消費税相当分も割賦手数料の対象として、割賦原価に含める形にて変更をいただけませんか。現状、割賦原価には消費税が含まれていないため、基準金利決定時（本施設の引渡し日予定日の2営業日前）の基準金利が、提案書提出時（0.45%）よりも上昇した場合、SPCは消費税分の借入に係る利息の増加額を補うことができず、SPCにおける金利変動リスクを排除できません。	No.6をご参照ください。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア (a)	項目等	質問内容	回答
8	4	47	1				表2 サービス 対価の構成	②維持管理及び運営業務のサービスの対価につきまして、開業準備費が「エ 運営費」に含まれておりますが、開業準備費には開業準備期間中（施設引渡し日から～令和5年1月末日）に生じるSPCの管理費用や保険料等も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	サービスの対価の構成については、事業契約書（案）別紙4の「表2 サービスの対価の構成」を参照してください。
9	4	47	1		①		設計及び建設・ 工事監理業務 のサービスの対 価	2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価については、貴市より支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦原価部分を含めた全額が施設引渡し年度の売上として認識され、SPCには当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。よって設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る消費税相当額については、一時支払金支払いのタイミングにて一括でお支払いいただけるようご再考願います。	No.6をご参照ください。
10	4	47	1		①		設計及び建設・ 工事監理業務 のサービスの対 価	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価（割賦払い）において、端数が生じた場合に初回または最終回にて調整を行うことでよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙に係る質問回答（令和元年7月公表）No.9に記載のとおり、最終回にて調整を行ってください。
11	4	47	1		①		設計及び建設・ 工事監理業務 のサービスの対 価	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価（割賦払い）に係る消費税は各返済元本金額累計に対する消費税で宜しいでしょうか。上記の場合、58回払いとしたことによる端数に関しましては初回または最終回にて調整を行うことで宜しいでしょうか。	各支払いごとに消費税額を算出（端数は切捨て）してください。（最終回での調整は不要です）
12	4	47	1		①		設計及び建設・ 工事監理業務 のサービスの対 価	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価（割賦払い）について、割賦債権の発生時期は、事業者が提案する引渡完了月末の翌日でしょうか、それとも運用開始日となりますでしょうか。割賦払いの第一回目の元利金対象月数についてご教示をお願いします。	前段については、割賦債権の発生時期は、引渡し日となります。後段については、引渡し日から令和5年3月までの期間となります。
13	4	48	3		①		支払方法	「本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の支払方法について発注者は、本施設の引渡しを受けた後、受注者からの請求手続を経て令和●年●月[本施設の引渡し日に係る事業者の提案をもとに、本施設の引渡しを受けた後、受注者からの請求日から1か月以内で記載]に一時支払金の支払いを行い、令和5年5月から令和19年8月まで、年4回の割賦方式（5月、8月、11月、2月）により元利均等にて支払うこととする（全58回）」との記載がありますが、引渡し完了と同時に所有権が貴市に移転し、割賦債権が発生するとの理解です。割賦債権の発生時期は引渡し完了日（又は維持管理開始日）との理解で宜しいでしょうか。それとも運営開始日になりますでしょうか。	No.12前段をご参照ください。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
14	4	48	3		①			支払方法	<p>「本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の支払方法について発注者は、～令和5年5月から令和19年8月まで、年4回の割賦方式(5月、8月、11月、2月)により元利均等にて支払うこととする(全58回)。」との記載がありますが、割賦料(元利金)の計算において、第1回(令和5年5月)、第2回～第57回及び第58回(令和19年8月)分の元利金計算の対象月数(又は日数)をご教示ください。</p> <p>第1回(本施設の引渡し日～令和5年3月分)を令和5年5月に、第2回(令和5年4月～6月分)を令和5年8月に、第3回(令和5年7月～9月分)を令和5年11月に、第4回(令和5年10月～12月分)を令和6年2月に、第5回(令和6年1月～3月分)を令和6年5月に、以降、年4回支払うこととする。ただし、最終年度である令和19年度については、令和19年4～7月分を令和19年8月にお支払い頂く理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>以下のとおりでご提案ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回(令和5年5月支払い): 本施設の引渡し日～令和5年3月分</li> <li>・第2回(令和5年8月支払い): 令和5年4月～令和5年6月分</li> <li>・以後、年4回の支払い(3か月分ずつ)</li> <li>・第58回(令和19年8月支払い): 令和19年4月～令和19年6月分</li> </ul>
15	4	48	3		①			サービス対価の 支払方法	<p>令和元年9月27日公表済みの契約書別紙に係る質問回答No.6に関連しますが、施設整備費相当額に係る消費税相当額を一時支払金と同一のタイミングでお支払いいただくことで、当該消費税分にかかる金融機関等からの借入金を低減することができます。結果として市の負担する金利相当額が縮減できることとなるため、サービス水準の向上に資する提案としてお認めいただけませんか。なお、こうした支払方法は他の自治体におけるPFI事業でも採用されております。</p>	No.6をご参照ください。
16	4	48	3		①			サービス対価の 支払方法	<p>本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価のうち、一時支払以外の割賦払分については、『令和5年5月から令和19年8月まで、年4回の割賦方式により元利均等にて支払うこととする(全58回)』と記載されています。</p> <p>しかし、第1回支払(令和5年5月)の割賦手数料算定対象期間は、令和4年11月1日から同年12月28日の間で、事業者が提案した日から令和5年3月末日までとなり、他の支払回と算定対象期間(日数)が異なります。</p> <p>また、最終の第58回(令和19年8月)の支払における割賦手数料算定対象期間も、令和19年4月1日から事業終了日の7月末日までの4ヶ月分になると思いますので、他の支払回と割賦手数料の算定対象期間(日数)が異なります。</p> <p>そこで、まず、第1回支払(令和5年5月)および第58回(令和19年8月)の両支払日における割賦手数料算定対象期間を、ご教示いただけますようお願いいたします。</p>	No.14をご参照ください。
17	4	48	3		①			サービス対価の 支払方法	<p>本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の割賦払分第1回支払(令和5年5月)および、第58回(令和19年8月)の両支払日における割賦手数料算定対象期間が、他の56回分と異なる場合には、第2回から第57回支払分の計56回分が元利均等にて支払われるもので、初回および最終回の割賦元金および割賦手数料は、算定対象期間に応じて事業者が提案する金額であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	No.14をご参照ください。

事業契約書（案）に係る質問回答  
・契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア (a)	項目等	質問内容	回答
18	4	48	3		②		支払方法	「第1回目及び第59回目（最終回）の支払いを除き原則として、毎支払いに同額を支払うものとする」とありますが、第1回目の維持管理及び運営業務のサービス対価（施設引渡日～令和5年3月分）の計算は、2回目～58回目と同額（3か月分）もしくは、3か月分と引渡し日からの日割分の合計額いずれかを事業者側で設定すれば宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、事業契約書（案）別紙4に記載のとおり、第1回目の運営業務費の支払いは、本施設の引渡し後、運用開始までの開業準備業務費が含まれ、また開業準備期間中は給食の提供を開始していない点に、注意してください。
19	4	48	3		②		支払方法	運営費を算出するにあたり、①第1回目の支払い（本施設の引渡し日～令和5年3月分）②4～6月分③7～9月分④10～12月分⑤1～3月分⑥第59回目の支払い（令和19年7月分）の日数をお示し下さい。また、変動費は1食単価に4半期単位での提供食数を乗じ、小数点以下は切捨てという理解で宜しいでしょうか	前段については、提案書の提出にあたっては、入札説明書P.23に記載の通り、年間給食提供日数を194日としており、四半期ごとの給食提供日数は $194 \times (3/12)$ 日、本施設の引渡し日～令和5年3月の給食提供日数は $194 \times (2/12)$ 日、令和19年7月の給食提供日数は $194 \times (1/12)$ 日として、計算してください。後段については、お見込みのとおりです。ただし、第1回と第59回は、それぞれの給食提供日数を乗じてください。
20	4	48	3		②		支払方法	維持管理及び運営業務のサービス対価について、消費税及び地方消費税は各支払ごとに切捨てで宜しいでしょうか。もしくは年度単位で最終回に調整した方が宜しいでしょうか。	各支払いごとに消費税額を算出（端数は切捨て）してください。（最終回での調整は不要です） ※事業契約書（案）別紙に係る質問回答（令和元年7月公表）No.11には「年度単位で最終回に調整することを想定しております。」と回答していますが、本回答を優先してください。
21	4	48	3		②		支払方法	維持管理及び運営業務のサービス対価について「第1回目及び第59回目（最終回）の支払いを除き原則として、毎支払いに同額を支払うものとする」とありますが、支払を均等化する際に端数が生じた場合は、初回及び最終回にて当該端数を処理するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
22	4	53					表5 維持管理及び運営業務のサービスの対価（運営業務費）の金額及び支払スケジュール(円)	令和5年5月に貴市より支払われる「開業準備業務費」には開業準備期間中に生じる運営業務費に加え、維持管理業務費及び事業者のSPC管理業務費（保険料、SPCの運営費及び監査費用等を含む）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No.8をご参照ください。

要求水準書に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1		9	第1	6	(1)	②	ア			敷地の現状	都市計画道路の整備に伴う、本事業の事業用地内の再整備については貴市の業務分担になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2		19	第2	1	(4)	①	オ			太陽光発電設備	余剰売電した場合の収入は本市に帰すとのことですが、余剰売電等の契約は貴市と電力会社の間で締結されるとの認識で宜しいでしょうか。	売買を行う場合は、ご理解のとおりです。
3		22	2	1	(4)	③	ア		b	給水設備	「飲料水及び蒸気又は80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備を適切に配置すること」とあるが、80℃以上の熱湯を使用する用途及び使用すると想定している場所をご教示ください。	「80℃以上の熱湯」を「お湯」に修正します。蒸気又はお湯の供給範囲については事業者にてご検討ください。
4		22	2	1	(4)	③	ア		b	給水設備	「～80℃以上の熱湯を十分に供給～」とありますが、供給温度を80℃以上としている理由をご教示ねがいます。可能であれば安全な給食提供が可能な範囲での「任意」とすることは可能でしょうかご教示ねがいます。	NO.3をご参照ください。
5		26		2	(1)	①			h	調理室	「炊飯室は～煮炊き調理室からの動線を確保すること」とありますが、「炊き込みご飯や混ぜご飯」が可能である場合、動線については提案にゆだねていただくことは可能でしょうか。ご教示ねがいます。	可能です。
6		27				①			i	食物アレルギー対応	最大50食分の調理は「除去食」調理との認識でよろしかったでしょうか？ご教示ねがいます。	「除去食」または「代替食」の調理です。要求水準書p.70をご確認ください。
7		27				③			g	荷受室等	「前日納品される野菜類保存冷蔵庫」ですが、どの程度の納入量を見込まれておりますでしょうか？冷蔵庫の大きさにかかわるため、目安をご教示ねがいます。	約800kg(葉物、人参、玉ねぎ、もやしを想定)を見込んでいます。
8		28	第2	2	(1)	④			e・f	油庫・廃油庫	油庫・廃油庫との記載がありますが、個別の諸室として計画するという解釈でしょうか。動線で問題なければ同室として検討も可能でしょうか。	可能です。
9		29	第2	2	(1)	⑥			e	前室	毛髪・塵埃除去機と記載がありますがエアシャワーという意味でしょうか。	エアシャワーも該当しますが、それに限らず、同等の機能が確保できるものを、事業者にてご提案ください。
10		32	2	2	(1)	⑧			c	エレベーター	東京都福祉のまちづくり整備マニュアルのに基づき、車椅子に対応している最低限の仕様でよろしいでしょうか。	東京都福祉のまちづくり条例に従って、提案してください。

要求水準書に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
11		39	2	3	(1)				g	住民説明	本計画における、近隣住民説明会の回数及び時期をご教授ください。 又住民からの要望対応による、計画やスケジュールの見直しなどは発生するのでしょうか。	前段について、解体工事を開始する約3ヶ月前に、2回程度を想定しています。 後段について、本市では、基本方針の策定時点でパブリックコメント及び住民説明を実施しています。従って、現時点で大幅な計画及びスケジュール変更は想定していません。なお、事業者には、本事業の実施にあたって、要求水準書の記載に従い、近隣住民への適切な説明を行っていただきます。
12		47	3	3	(5)	⑧			c	食器・食缶等の調達業務	資料15の食器類1～8まで強化磁器食器となっておりますが、安全性や耐久性を有し、衛生的で生徒が使いやすく、イニシャルコスト等を考慮し、他の仕様も含めた提案も事業者にて委ねて頂けるという認識でよろしいでしょうか。	御飯茶碗は強化磁器としてください。その他の食器については事業者の提案とします。要求水準書を修正します。
13		56	第4	4	(1)					什器・備品	調理など運営業務に必要な備品類は本項目に含まれているのでしょうか。 以外の項目の場合、どの業務範囲に含まれるのか教示願います。	ご理解のとおりです。
14		57	第4	5	(1)					更新業務	食缶は事業期間内1回の更新と記載がありますが、以外についての更新回数は事業者提案によるものとして解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
15		58	第4	7	(2)	③			a	特別清掃業務	「外壁・外部建具の清掃を年1～2回程度行うこと」とありますが、手が届かない箇所についても含めた要求水準でしょうか。通常の維持管理としては、頻度が非常に高いと理解しています。外壁、外部建具については、必要に応じて清掃とする性能発注として検討ください。	令和2年3月「要求水準書(案)」に係る質問回答No.17に記載のとおり、事業者の提案によるものとします。要求水準書を修正します。
16		59	第4	5	(1)					食器・食缶等の管理・更新業務	食器等は、事業者の提案により必要な予備を準備しておくものとし、と記載が御座いますが、資料15食器食缶等リストにより、強化磁器食器となっております。強化磁器食器は配送中の揺れによるチップや学校でのお取り扱いにより、破損率が大幅に変動してしまいます。汁物など温かい献立の場合でも、生徒が安全にお取り扱いできるPEN食器にて提案したく、食器の材質は事業者の提案として頂きますよう、お願い致します。	No.12をご参照ください。
17		59	4	7	(2)	③			a	特別清掃業務	外壁・外部建具の清掃頻度については必ずしも年1回もの頻度で清掃する必要は無いと思われます。外壁材の耐汚染性、耐候性も踏まえ、外壁・外部建具を含むここに記載されている対象箇所は、衛生的な環境を維持するために必要な頻度・回数を事業者の提案により適切に設定し実施すればよいとしていただけないでしょうか。	No.15をご参照ください。

要求水準書に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
18		70	5	4	(6)				c	配食	「ゼリー等のカップ入りデザート(月1～2回)の手作りを想定しており、冷却等の温度管理にも配慮すること。」とございますが、手作りゼリーと和え物など冷却工程が必要な献立が重なることはございますでしょうか。	冷却工程が重ならないよう献立に配慮します。
19		70	第5	4	(9)				c	食物アレルギー対応食調理	食物アレルギー対応食調理において除去すべき食材の記載が御座いますが、参考に現状対応されている食材の振分けをお教え下さい。	現状では食物アレルギー対応は実施していません。
20		71	5	5	(1)					配送員について	配送員は各配送校で配送車両を待機させ、配膳員と共に配膳業務に従事することは可能か。	可能です。(調理員・配膳員と同様に腸内再検査等の衛生検査を実施してください。)
21		71	第5	5	(2)					配送車の調達・整備	配送車両は、事業用地内に駐車してよいという理解でよろしいでしょうか。その場合、業務に必要な範囲のため無償で駐車できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22		72	5	6	(2)				b	配膳業務の流れ	「直接搬入品の検収を行い」とございますが直接搬入品の各学校における納品時間をお示し下さい。	午前10時から11時までの間に納品されます。
23		72	5	6	(2)				c	配膳業務の流れ	「直接学校へ納品される牛乳とパン類等は、数量等を確認の上、給食用配膳ワゴンに積載すること」とございます。添付資料15食器・食缶リスト内に牛乳缶、デザート用入れ物はございますが、パンは袋などに入れる想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
24		73	5	6	(1)					配膳員について	現在の各校における配膳員配置人数及び勤務時間帯をご教示ください。また、配膳員用の駐車場は無料にて借りられるという認識で宜しいでしょうか。	前段について、各校3～4名が配置されています。勤務開始9時45分から、勤務終了14時30分又は15時00分です。後段について、駐車場は不可ですが、駐輪場であれば無償で使用可能です。
25		74	5	7	(2)				c	残滓処理	5,000人分の飲み残し牛乳を給食センターで処分する場合、臭気を抑えるための廃水処理施設の導入及び維持管理に多額の経費を要します。給食センター近隣への臭気の配慮とライフサイクルコストの削減を図るために飲み残し牛乳は配膳員が学校で処理するなど、事業者の提案によるものとして頂けないでしょうか。	飲み残しの牛乳は回収し、給食センターで処理して頂くことを想定していますが、配膳員が配膳室内で処理することも可能です。ただし、配膳室が狭いこと及び配膳室内の流し台が狭いことにご留意ください。
26		74	5	8	(1)					献立作成支援	「献立の助言・提案にあたっては、事業者にて食材調達を行い調理エリア内の調理機器にて試作を行い」とございますが、貴市で想定している試作食数、実施頻度はございますでしょうか。	実施頻度、試作食数は事業者の提案によるものとします。なお、現給食センターでは、長期休業期間に年1～2回の頻度で実施しています(1回につき1献立)。



要求水準書に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
27		75	第5	7	(2)				d	残滓処理	本市の指定する2次処理業者へ引き渡すこと。と御座いますが、2次処理業者の所在地をお示し下さい。また、現給食センターの実績として年に何回運搬されているか回数をご提示下さい。	本市の指定する2次処理業者の所在地は埼玉県日高市であり、毎学期1回以上、2次処理業者への引渡しを行っています。
28	資料15									食器食缶リスト	ドレッシングポットステンレス製350mlと記載がありますが、参考型式、メーカー等ご提示ください。	事業者にてご提案ください。
29	15									食器・食缶リスト	食缶類No.26 調理用パンケースがございますが、このパンケースはセンターで調理したパン用のパンケースであり、学用品の包装パンには使用しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	15									食器・食缶等リスト	牛乳函・デザート用入れ物・配膳ワゴンの予備分は各配送校の配膳室での保管との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	15									食器・食缶等の調達業務	食器類1～8まで強化磁器食器となっておりますが、現センターの食器は全て強化磁器食器を使用されているのでしょうか。	強化磁器ではありません。
32	24		9	6						残滓処理	「一次処理した副産物については、甲が指定する二次処理業者に学期に1回以上持ち込むこと」とありますが、持ち込む先の範囲は市内との認識で宜しいでしょうか。	No.27をご参照ください。
33	公表回答1									測量資料	『要求水準書に係る質問回答』No.9で、真北測量は未実施とありますが、高低測量(近隣との高低差が分るもの)、真北測量(実施されていれば)を含めた測量図のCADデータを提供いただくことは可能でしょうか。	市が保持する測量データ(CAD)の提供は可能です。データの内容については事務局へ個別にご確認ください。なお、高低測量及び真北測量は未実施です。

落札者決定基準に係る質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1			5	5	(4)		価格点の算定	基準価格とは、どのような意義で設けられている数値なのでしょうか。ご教示ください。	小平市では、本事業に限らず、大規模な契約には、基準価格のほか、失格基準や最低制限価格を設定しています。これは、ダンピング受注による工事品質の低下や、下請・資材業者へのしわ寄せなどの懸念からです。そのため、工事の品質の確保や下請業者の保護、適正な労働条件の確保などを図る観点から、設けています。

様式集（入札参加資格審査）に係る質問回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	入札参加資格 審査に関する提出書類	貴市の想定する「決算報告書」につきまして具体的にご教示下さい。 「貸借対照表」及び「損益計算書」の2点が該当するとの理解で宜しいでしょうか。 他に必要書類がございましたらご教示下さい。	基本的にはお見込みのとおりですが、入札参加グループの各企業で決算報告書として作成されるものが該当します。
2	○		1	入札参加資格 審査に関する提出書類	決算報告書につきまして、連結決算の対象がある場合、企業単体の決算報告書に加え、連結決算での決算報告書の提出も必要でしょうか。	不要です。
3		2-2	2	設計業務を行う 者の参加資格 等要件に関する 書類	〈公告文 2-(2)-①-(イ)〉及び〈入札説明書 第3-2-①-イ〉の貴市への電子調達サービス登録を証する書類は、様式2-2（設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類）に添付することとして宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集（入札書類審査）に係る質問回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1			<入札書類審査書類の構成 3/3> 9.計画図面等 提案書類	J-13 動線計画図の枚数制限 1枚について J-4、J-12については「各階1枚」との表記があり、複層階であると勘案されますが、動線計画図について「1枚」との指示がございますが、「各階1枚」に変更することは可能でしょうか。ご教示ねがいます。	各階1枚以内での提案を可とします。
2		G-2				資金収支 計画表	損益計算上、開業準備業務費は全額運営費に計上すれば宜しいでしょうか。開業準備業務費に含まれる「SPC運営費用」の計上先をご教示ください。	サービスの対価の構成については、事業契約書(案)別紙4の「表2 サービスの対価の構成」を参照してください。
3		G-2				資金収支 計画表	劣後ローンの資金調達を行う場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算についても、当該劣後ローン借入は資本金と同等と見なせるとの考え方により、元利金は優先ローン借入のみとして算定する予定です。	構いません。
4		G-2				資金収支 計画表	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	金融機関が債務返済能力を合理的に認めるものであれば結構です。
5		G-2				資金収支 計画表	PIRR、配当IRRに関しましては、令和2年度に表記すれば宜しいでしょうか。また、DSCRIに関しましては優先ローンの元利金返済初回年度からの記載で宜しいでしょうか。	前段については、各事業年度のキャッシュフローを記載の上、G列にPIRR等のパーセンテージを記載して下さい。 後段については、お見込みのとおりです。
6		G-2				損益計算書	費用の欄に「施設費」の項目がありませんが、追記して宜しいでしょうか。	構いません。
7		G-2				損益計算書	費用の欄に「施設費」を追記した場合、「確認申請等の手続きに要する諸費用」「受注者の開業に伴う諸費用」「建中利息」「融資組成手数料」「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」も「施設費」に包含して記載すべきですか。或いは、「建中利息」は営業外費用、建中利息以外の諸費用は「その他の費用」の項目に記載すべきでしょうか。ご教示をお願い致します。	サービスの対価の構成については、事業契約書(案)別紙4の「表2 サービスの対価の構成」を参照してください。

基本協定書（案）に係る質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1			1	3	3		事業予定者の 設立	定款には「会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定しなければならない」とありますが、譲渡制限株式会社とするには同号イに関する事項のみを定款に規定すれば足りるとの理解です。 同号ロの「みなし承認」に関する事項については、定款に規定しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで結構です。
2			3	6	5		事業契約の 締結等	「市は、事業者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、事業者に対し違約金を請求することができるものとする。」とありますが、『事業契約を締結することができない場合』とありますので、事業契約を締結することができなかった場合の規定という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		3	6	5		事業契約の 締結等	事業契約の締結が不可となる「事業者の責めに帰すべき事由」とは、事業者が第12条に規定されている各号のいずれかに該当した場合に限定されているとの理解で宜しいでしょうか。その他の事由がございましたら具体的にご教示下さい。	基本協定書(案)に係る質問回答(令和2年3月公表)No.1に記載のとおりです。前段については、基本協定書(案)第6条の「事業者の責めに帰すべき事由」は、第12条の規定を含みますが、それに限定されるものではありません。後段については、一例として、事業者側の都合で事業契約の締結を行わない(辞退することとした場合や、代表企業の破綻等、代表企業が参加資格を失った場合等が考えられます。なお、「代表企業の破綻等、代表企業が参加資格を失った場合等～」について、事業契約締結後は、事業契約の定めにしたがい、契約解除等の取り決めがあります。
4	○		4	11	1		有効期間	本協定の有効期間は、「基本協定の締結から事業契約のすべてが終了した日」までと記載がございますが、基本協定は落札事業者選定後、事業契約が締結されるまでの期間中、貴市と事業者が必要事項を定めることを目的(第1条の通り)としていることから、SPCが設立され事業契約が成立した時点で本協定の有効期間が終了するようご再考願います。	基本協定書(案)に係る質問回答(令和2年3月公表)No.2に記載のとおり、原案のとおりとします。
5	○		4	11	1		有効期間	「ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条第5項から第7項、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。」との記載がありますが、第6条第5項から第7項及び第10条は事業締結に係る条文かと思料しますので、事業契約が成立した時点で当該条文につきましては有効期間が終了するように修正をお願いします。	原案のとおりとします。

基本協定書（案）に係る質問回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
6	○		4	11	1		有効期間	「ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条第5項から第7項、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。」との記載がありますが、第12条に係る独禁法上の排除措置命令や課徴金納付命令は、独禁法の違反行為が終了した日から5年を経過した場合は行なうことが出来ないとの理解（独禁法の今後施行予定の改正法では7年に伸長されていますが、施行日は現状未定です。）ですが、落札者決定日から5年を経過した時点で第12条第1項に該当していない場合、第12条第2項から第4項における違約金の請求を受けることはないとの理解で宜しいでしょうか。	独占禁止法及び本市の契約事務規則に従うものとします。
7	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業契約の締結以降、第12条2項に規定されている当該違約金と事業契約書第70条4項に規定されている違約金を事業者が重複して請求をされることはないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	令和2年3月に公表された【入札説明書(案)等への質問への回答】、「基本協定書(案)に係る質問回答」NO.9にて、違約金の支払い義務は事業者（基本協定書(案)に記載の「入札参加グループの代表企業、構成企業又は協力企業」の全体）とご回答いただいておりますが、帰責事由の無い事業者にはリスクが過大と思料します。違約金発生事由の帰責者となる事業者（帰責者が複数の場合は当該帰責事業者の連帯負担）のみとなるようご再考願います。	原案のとおりとします。